



山形県公報

平成26年4月1日(火)
第2532号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……419
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……420
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……同
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) ……同
- 土地改良区の合併の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 民有保安林の指定の解除……………(林業振興課) ……421
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……422
- 都市計画事業の変更の認可……………(都市計画課) ……同

公 告

- 指定情報処理機関の変更……………(市町村課) ……同
- 指定認証機関の変更……………(情報企画課) ……423
- 平成26年山形県保育士試験の実施……………(子育て支援課) ……同

告 示

山形県告示第316号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成26年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
イ オ ン 薬 局 天 童 店	天童市芳賀土地区画整理事業地内34街区	平成26. 3. 1
し の の め 調 剤 薬 局	天童市糠塚二丁目8番32号	同
い ち ご 薬 局	天童市南町三丁目14番26号	同

山形県告示第317号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	廃止年月日
高 梨 薬 局	天童市久野本三丁目1番30号	平成26. 2. 28
い ち ご 薬 局	天童市南町三丁目14番26号	同

山形県告示第318号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成26年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 介 護 機 関 の 名 称	施 設 又 は 実 施 する 事 業 の 種 類	指 定 介 護 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
イオン薬局天童店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	天童市芳賀土地区画整理事業地内34街区	平成26. 3. 1
しののめ調剤薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	天童市糠塚二丁目8番32号	同

山形県告示第319号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成26年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 施 術 機 関 の 名 称	開 設 者	指 定 施 術 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
く どう 整 骨 院	工 藤 喜 幸	山形市大字中里120番地1	平成26. 2. 28

山形県告示第320号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、土地改良区の合併を次のとおり認可した。

平成26年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 合併により設立する土地改良区の名称
山形市東部土地改良区
- 事務所の所在地
山形市大字風間字台1181番地1

- 3 合併により解散する土地改良区の名称
 - (1) 山形市沼の辺土地改良区
 - (2) 二口堰土地改良区
 - (3) 東部土地改良区
- 4 認可年月日
 - 平成26年4月1日

山形県告示第321号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
平成26年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除に係る保安林の所在場所
 - 飽海郡遊佐町比子字服部興野15の61から15の70まで、15の164、字下モ山15の76
- 2 保安林として指定された目的
 - 飛砂の防備
- 3 保安林解除の理由
 - 指定理由の消滅

山形県告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成26年4月1日から同月14日まで縦覧に供する。
平成26年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 万世窪田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
米沢市万世町桑山字下神林1490番8から 同 上まで	旧	34.0メートル } 34.0	20メートル
同 上	新	34.0メートル } 34.0	8メートル

山形県告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成26年4月1日から同月14日まで縦覧に供する。
平成26年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 345号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
飽海郡遊佐町小原田字水尻46番から 同 北目字長田141番まで	旧	138.2 <small>メートル</small> } 5.6	<small>メートル</small> 4,479
同 上		48.2 <small>メートル</small> } 12.8	<small>メートル</small> 5,236
飽海郡遊佐町小原田字水尻46番から 同 野沢字福ノ内5番まで	新	23.8 <small>メートル</small> } 6.4	<small>メートル</small> 3,034
飽海郡遊佐町小原田字水尻46番から 同 北目字長田141番まで		48.2 <small>メートル</small> } 12.8	<small>メートル</small> 5,236

山形県告示第324号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
西置賜郡小国町地域
- 2 公共測量を実施した期間
平成25年10月10日から同年12月20日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第325号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
山形市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種 類 山形広域都市計画公園事業
(2) 名 称 5・5・1号霞城公園
- 3 変更の内容
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
平成16年9月3日から平成31年3月31日まで

公 告

地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）附則第5条第3項の規定により、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の14第3項に規定する届出があったものとみなされた指定情報処理機関は、次のとおりである。

平成26年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更後の指定情報処理機関の名称 地方公共団体情報システム機構
- 2 変更後の指定情報処理機関の主たる事務所の所在地 東京都千代田区一番町25番地
- 3 変更の日 平成26年4月1日

地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）附則第7条第2項の規定により、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第38条第3項に規定する届出があったものとみなされた指定認証機関は、次のとおりである。

平成26年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更後の指定認証機関の名称 地方公共団体情報システム機構
- 2 変更後の指定認証機関の主たる事務所の所在地 東京都千代田区一番町25番地
- 3 変更の日 平成26年4月1日

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定により、保育士試験を次のとおり実施する。

平成26年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

区 分	期 日	時 間	場 所
筆記	平成26年8月9日（土）	午前9時30分から午後4時まで	山形市片谷地515 東北文教大学短期大学部
	平成26年8月10日（日）	午前9時30分から午後3時30分まで	
実技	平成26年10月19日（日）	別途指定する	天童市大字清池1559 羽陽学園短期大学

2 受験手続

受験申請書を平成26年5月14日（水）までに東京都豊島区高田三丁目19番10号一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに簡易書留により提出すること（平成26年5月14日（水）までの消印のあるもの）に限り受け付ける。

3 その他

(1) 平成26年保育士試験受験の手引き及び受験申請書の配布を希望する者は、次のいずれかの方法により、平成26年4月25日（金）までに一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに請求すること。

イ 一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターのホームページから請求する方法

ロ 「手引き請求」と朱書きした封筒に、宛先明記の返信用封筒（角型2号）を封入して郵送する方法

(2) 詳細については、一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター（電話0120-4194-82）に問い合わせること。

平成26年4月1日印刷
平成26年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056